

対 象 区 域	法別表第 4 (は) 欄の高さ	法別表第 4 (に) 欄の号
第一種低層住居専用地域の全域 第二種低層住居専用地域の全域	4 メートル	(二)
第一種中高層住居専用地域の全域 第二種中高層住居専用地域の全域		(二)
第一種住居地域の全域 第二種住居地域の全域 準住居地域の全域	4 メートル	(二)

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 33 号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例（昭和 29 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「2,865 人」を「2,915 人」に、「109 人」を「110 人」に、「225 人」を「227 人」に、「1,662 人」を「1,693 人」に、「869 人」を「885 人」に、「3,286 人」を「3,336 人」に改め、同条第 2 項中「2,865 人」を「2,915 人」に改める。

附則第 5 項を次のように改める。

- 5 平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、第 2 条第 1 項中「2,915 人」とあるのは「2,929 人」と、「227 人」とあるのは「228 人」と、「1,693 人」とあるのは「1,701 人」と、「885 人」とあるのは「890 人」と、「3,336 人」とあるのは「3,350 人」と、同条第 2 項中「2,915 人」とあるのは「2,929 人」とする。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 34 号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本東警察署の項管轄区域の欄中「戸島町」を「戸島町 戸島本町 戸島一丁目 戸島二丁目 戸島三丁目 戸島四丁目 戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島西一丁目 戸島西二丁目 戸島西三丁目 戸島西四丁目 戸島西五丁目 戸島西六丁目 戸島西七丁目」に改め、同表熊本県多良木警察署の項管轄区域の欄中「免田町 須恵村 深田村 上村 岡原村」を「あさぎり町」に改め、同表備考中「平成 14 年 2 月 25 日」を「平成 15 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 35 号

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

熊本県育英資金貸与基金条例（昭和 47 年熊本県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（育英資金の貸与予約者の決定）

第 7 条の 2 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、高校等、大学又は専門課程等に入学したとき育英資金の貸与を受けようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものの申請に基づき、入学前に選考のうえ貸与予約者とすることができる。

（1） 前条第 1 号、第 3 号及び第 5 号の要件に該当すること。

（2） 高校等又は専門課程等に入学しようとする者にあつては勉学に意欲があること、大学に入学しようとする者にあつては学力がすぐれていること。